

森林セラピーとヨーガ



～ゆっくり歩く、ゆっくり調える～

体、息、心を整える古式ヨーガで日頃の疲れをとり、自分と向き合う時間はやがて癒しの時間となります。ゆっくりした動きです。ヨーガ未経験の方でも、どなたでも参加できます！

開催日時：6月30日（日）10時～15時予定（つづら棚田駐車場に午前10時迄に集合）※小雨決行
午前：森林セラピー つづら棚田コース散策
午後：ヨーガ体験（マットは準備します）
講師：松本 明子（うきは市癒しの旅先案内人協会）

参加料：3,000円（昼食は付いてません）※弁当希望の方はプラス1,000円に対応可
・当日支払いをお願いします。
・森林セラピーガイド料、ヨーガ体験料込み

持参品：飲み物、タオル、雨具、帽子など

服装：長袖、長ズボンの動きやすい服装、履き慣れた靴

予約方法、お申込み後のキャンセルについて
実施日の1週間前までに、うきは市癒しの旅先案内人協会（☎080-2714-6065）へ予約をお願いします。
※キャンセルにつきましては、実施3日前の17時までに必ずご連絡をお願いします。
（お弁当を頼んだ方のキャンセルが遅れた場合や当日ご参加いただけなかった場合は、キャンセル料が発生しますのでご了承ください）



うきは市新ストーブ等設備導入補助金

うきは市では、市内の事業所または農業用施設に薪ストーブ・薪ボイラーを購入・設置し、事業を営む個人事業主、法人、または団体を対象に、薪ストーブ等本体、煙突その他必要な付帯資材及び設置費用を最大30万円まで補助します。見積書など必要書類を用意のうえ、市役所企画財政課企画調整係へ提出して下さい。

申請期間：令和2年（2020）年2月28日まで

補助額：補助対象経費の2分の1（上限30万円）

対象者：次の要件をすべて満たす者

- ①市内の事業所または農業用施設に薪ストーブ・薪ボイラー（以下「薪ストーブ等」とう。）を購入・設置し、事業を営む個人事業主、法人、または団体
※実績報告時まで起業予定の方も含む
- ②市税、国民健康保険税、税外徴収金等を滞納していないこと
- ③申請時において、薪ストーブ等の購入及び工事に着手していないこと
- ④2020年2月末までに設置及び支払いを完了し、実績報告書を提出できる方
- ⑤自己所有でない建物に設置する場合は、所有者の承認を得ている方
- ⑥薪ストーブ等を適正に管理し、適正管理に関する誓約書を提出できる方
- ⑦薪ストーブ等の使用状況など、市の調査・普及活動に協力できる方
- ⑧過去にこの補助金を受けたことがないこと
- ⑨暴力団関係者でないこと



詳しくは、うきは市ホームページをご覧ください。
(<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>)

●問合せ 企画財政課企画調整係 ☎73-9152